平成２８年（フ）第１７５号
茨城県ひたちなか市大字東石川3533番地１
勝田プリンスマンションＡ棟405号
債務者　根本　政行
１　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２９９号
石川県白山市荒屋町と21番地７
債務者　山本　昌宏
１　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６１号
岐阜市元町３丁目７番地
債務者　山下真史こと　山下　秀一
１　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６３８号
愛知県半田市瑞穂町９丁目16番地の13　コーポ幸Ｂ棟201号、従前の住所愛知県豊田市渋谷町１丁目６番地１
債務者　山本永文こと　宋　　永文
１　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６９９号
愛知県海部郡飛島村竹之郷８丁目７番地　アトレ日光211号
債務者　神谷　三平
１　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７２３号
名古屋市緑区高根台813番地　サンピア高根台Ｂ棟202号
債務者　山北美保子
１　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２０号
大津市大萱６丁目11番12―303号
債務者　小川賀永子
１　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３６号
滋賀県高島市マキノ町高木浜２丁目３番地２マキノ駅前第２団地21号
債務者　磯野　恵子
１　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４０号
大津市関津３丁目11番11号
債務者　井上　　穆
１　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４３号
大津市瀬田２丁目３番35号　103、前住所大津市野郷原１丁目７番１―104号
債務者　小林知佐子（旧姓山川・岡村・綱島・奥野）
１　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６９号
鳥取県米子市皆生１丁目13番18号
債務者　宮崎　昭憲
１　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２７１号
広島県廿日市市駅前５番６―302号
債務者　井手　令子
１　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７４号
山口県下関市稗田町13番17―503号　パレス山の田
債務者　大谷晃一郎
１　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
山口県下関市彦島老町３丁目９番９号
債務者　永野　真一
１　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
大分県由布市挾間町医大ヶ丘３丁目７番地４
債務者　内之倉弘明
１　決定年月日時　平成28年６月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６０号
宮崎県西都市大字妻1242番地１　コーポラス佐藤201
債務者　丸山　牧男
１　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５０号
岩手県北上市花園町３丁目４番31号　ハイム花園206号
債務者　仲真　博邦
１　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部